

写

平成30年7月20日

東京都知事  
小池百合子様

東京都市長会会長 長友貴樹

東京都町村会会長 河村文夫

都によるふるさと納税制度の活用について再考を求める緊急申し入れ

平素から多摩島しょ地域39市町村に係る行財政運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る6月19日開催の都議会第二回定例会代表質問におきまして、オリンピック・パラリンピック施設の建設に当たってのふるさと納税制度の活用に関し、知事は、課題を整理しつつ関係者の理解を得ながら、ふるさと納税制度本来の趣旨を活かして、都民・国民の厚意の受け皿となる仕組みができるのかどうかについて検討を進める旨、答弁されました。

しかしながら、もし仮に都がふるさと納税制度を取り入れた場合には、市町村の財政運営に重大な支障が生じることが懸念されます。

市町村では、近年、ふるさと納税による影響が急激に拡大しており、平成28年度26億円だった減収額は、29年度は47億円、30年度は当初予算で28年度の倍以上の57億円を見込むという状況です。都によるふるさと納税制度の活用は、税収減に苦しむ各市町村にとりまして、大打撃となることは必定です。

また、都民のふるさと納税への関心が高まることにより、ふるさと納税の増加に拍車がかかることも懸念されます。市町村民税はどの市町村にとりましても最重要の基幹税であるだけに事態は深刻です。

そもそも、都は、ふるさと納税に対して、受益と負担という地方税の原則からは好ましいものではないとの認識を示しており、折しも市町村とともに真の地方分権を見据えた地方税財源のあり方について検討を始めたところです。こうした中、たとえオリンピック・パラリンピック施設整備のためとはいえ、都がふるさと納税制度の活用について検討するということは、これまでの都の考えに矛盾するだけでなく、市町村の窮状をいわば無視するものであり、多摩島しょ地域39市町村として断じて容認することはできません。特に市町村には、固定資産税に係る都の政策への対応に苦慮してきた歴史があるだけに、その思いは一層です。

都として、多摩島しょ地域39市町村の事情をご賢察の上、本件について再考されるよう強く申し入れます。